

許可番号 許1704000558

許可年月日 平成29年12月1日

監 理 団 体 許 可 証

法人の名称 アジアアグリ協同組合

住所 東京都中央区日本橋小網町11-5 ACN 日本橋小網町ビル4階

法人の種類 中小企業団体

事業所の名称 アジアアグリ協同組合 九州支部

事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市西田二丁目2番18号

許可の別 一般監理事業 ・ 特定監理事業

有効期間 令和4年12月1日から
令和11年11月30日まで

取扱職種の範囲等 別紙のとおり

許可の条件 別紙のとおり

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第1項の許可を受けた監理団体であることを証明する。

令和5年2月28日

法務大臣 齋藤 健



厚生労働大臣 加藤 勝信



令和6年10月16日

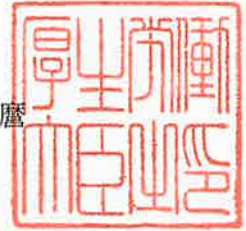
監 理 団 体 許 可 条 件 通 知 書

アジアアグリ協同組合 九州支部 殿

法 務 大 臣 牧 原 秀 樹



厚生労働大臣 福岡 資 麿



平成 29 年 12 月 1 日 付 け 許 可 番 号 許 1704000558 に よ る 貴 殿 に 対 す る 許 可 に つ い て は、 下 記 の 理 由 に よ り 次 の 許 可 条 件 を 付 し て 行 い ま す。

な お、 こ の 処 分 に 不 服 の あ る と き は、 処 分 の あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 か 月 以 内 に、 法 務 大 臣 及 び 厚 生 労 働 大 臣 に 対 し て 審 査 請 求 を す る こ と が で き ま す。

こ の 処 分 に つ い て は、 審 査 請 求 の ほ か、 こ の 処 分 の あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 か 月 以 内 に、 国 を 被 告 と し て (訴 訟 に お い て 国 を 代 表 す る 者 は 法 務 大 臣 と な り ま す。)、 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き ま す。 な お、 審 査 請 求 を し た 場 合 に は、 処 分 の 取 消 し の 訴 え は、 そ の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 か 月 以 内 に 提 起 す る こ と が で き ま す。

た だ し、 上 記 の 期 間 が 経 過 す る 前 に、 こ の 処 分 (審 査 請 求 を し た 場 合 に は、 そ の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決) が あ っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 1 年 を 経 過 し た 場 合 は、 審 査 請 求 を す る こ と や 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き な く な り ま す。 な お、 正 当 な 理 由 が あ る と き は、 上 記 の 期 間 や こ の 処 分 (審 査 請 求 を し た 場 合 に は、 そ の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決) が あ っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 1 年 を 経 過 し た 後 で あ っ て も 審 査 請 求 を す る こ と や 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が 認 め ら れ る 場 合 が あ り ま す。

(許 可 条 件)

- 1 実 習 監 理 を す る 団 体 監 理 型 技 能 実 習 の 取 扱 職 種 は、 適 切 か つ 効 果 的 に 技 能 等 の 修 得 等 を さ せ る 観 点 か ら の 指 導 を 担 当 す る 技 能 実 習 計 画 の 作 成 指 導 者 が 在 籍 す る 職 種 の 範 囲 に 限 る。
- 2 外 国 人 の 技 能 実 習 の 適 正 な 実 施 及 び 技 能 実 習 生 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 (平 成 28 年 法 務 省 ・ 厚 生 労 働 省 令 第 3 号) 第 29 条 第 2 項 又 は 第 52 条 第 1 号 若 し く は 第 16 号 の 規 定 に 基 づ き、 法 務 大 臣 及 び 厚 生 労 働 大 臣 が 特 定 の 職 種 及 び 作 業 と し て 指 定 し て い る 職 種 及 び 作 業 (自 動 車 整 備 職 種 の 自 動 車 整 備 作 業 及 び 介 護 職 種 の 介 護 作 業 を 除 く。) を 除 く。
- 3 実 習 監 理 を す る 団 体 監 理 型 技 能 実 習 生 の 国 籍 は、 相 談 体 制 が 構 築 さ れ た 国 籍 の 範 囲 に 限 る。

記

(理 由)

外 国 人 の 技 能 実 習 の 適 正 な 実 施 及 び 技 能 実 習 生 の 保 護 を 図 る た め、 実 習 監 理 を す る 団 体 監 理 型 技 能 実 習 の 取 扱 職 種 に つ い て 監 理 団 体 が 技 能 実 習 計 画 を 作 成 指 導 す る こ と が で き る 範 囲 に 限 定 す る と と も に、 実 習 監 理 を す る 団 体 監 理 型 技 能 実 習 生 の 国 籍 に つ い て 監 理 団 体 が 相 談 応 需 体 制 を 整 備 し て い る 範 囲 に 限 定 す る た め。